

広島県告示第二十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十五条において準用する生活保護法第四十九条の規定によつて、同法による施術を担当する者として、次のものを指定した。

平成二十四年一月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

氏名	三宅 健治	
住所	安芸郡府中町 本町二丁目一 五番四一号	
施術所	名称	エスコム府中 接骨院
	所在地	安芸郡府中町 本町二丁目一 五番四一号
業務の種類	柔道整復	
指定年月日	平成二十三年一 二月一日	